

○国立大学法人東京科学大学の長選考規程

令和6年2月22日

国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議議長決定

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法の一部を改正する法律（令和5年法律第88号）附則第5条及び国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議規程（令和6年1月9日制定。以下「選考会議規程」という。）第8条の規定に基づき、国立大学法人東京科学大学（以下「科学大」という。）の初代の法人の長（以下「法人の長」という。）となるべき者（以下「候補者」という。）の選考の手続等について、必要な事項を定める。

(任期)

第2条 候補者の法人の長としての任期は、科学大の経営体制と組織ガバナンスを早急に確立させ、第4期中期目標・計画の確実な実施を担わせるため、3年6月とする。

(候補者の資格等)

第3条 国立大学法人東京科学大学の長の合同選考会議（以下「選考会議」という。）は、候補者の選考を行うに当たり、法人の長に求められる資質、能力等に関する候補者の選考基準について定め、公表する。

(候補適任者の推薦)

第4条 選考会議は、候補者となるべき適任者（以下「候補適任者」という。）の推薦（自薦及び他薦を問わない。以下同じ。）を受け付ける。

2 候補適任者の推薦は、前条に定める選考基準を踏まえ、別に定める候補適任者の推薦を行うことができる者（以下「推薦資格者」という。）1人につき、候補適任者1人に限り推薦することができる。

3 候補適任者の推薦のうち他薦は、推薦者3人の連名（推薦者が4人以上いる場合は代表する者3人の連名）によるものとし、別に定める様式により、次に掲げる文書を提出する。

- 一 国立大学法人東京科学大学の長候補適任者推薦書
- 二 候補適任者の所信
- 三 候補適任者の履歴書

4 候補適任者の推薦のうち自薦は、前項第2号及び第3号に掲げる所信及び履歴書を提出する。

5 提出された文書に記載された推薦者又は候補適任者が特定できない等重大な瑕疵がある場合は、当該推薦を無効とする。

(候補者の選考)

第5条 選考会議は、前条の規定により推薦を受け付けた候補適任者を第1次候補適任者として、その氏名、所属及び職名を公表する。

2 選考会議は、前項に定める第1次候補適任者のうちから、所信等を踏まえ、5人程度以内の者を選考し、第2次候補適任者として決定し、氏名、所属、職名、所信及び履歴書に記載の略歴等を公表する。

3 選考会議は、前項に定める第2次候補適任者に対し、推薦資格者から事前に受け付けた第2次候補適任者の所信等に関する質問も参考にしつつ、公開による所信の聴取及び質疑（以下「公開ヒアリング」という。）並びに国立大学法人東京医科歯科大学及び国立大学法人東京工業大学の各部局等に対する意見聴取（以下「部局意見聴取」という。）を実施する。

4 選考会議は、公開ヒアリング及び部局意見聴取の結果を参考に、最終選考を行い、候補者を決定する。

(選考結果等の公表)

第6条 選考会議は、前条の規定による候補者の選考の結果、理由及び過程並びに選考会議規程第2条第3号の規定による大学総括理事を置くことの決定及び理由について公表する。

(再選考)

第7条 第5条の規定により選考された候補者が法人の長に就任するまでの間に、当該候補者が次の各号に掲げる事項に該当した場合、選考会議は、改めて第5条の規定による候補者の選考を行う。

- 一 法人の長の就任時に、政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。）となることとなった場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められる場合
- 三 やむを得ない事由により辞退の申出があった場合
- 四 その他法人の長たるに適しないと認められる場合

(大学の長の選考に関する規程)

第8条 国立大学法人東京医科歯科大学及び国立大学法人東京工業大学がそれぞれの学長選考・監察会議において定める大学の長の選考に関する規程等については、候補者の選考及び選考会議規程第2条第3号に定める大学総括理事を置くことに関する決定において、これを適用しない。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、候補者の選考の実施に関し必要な事項は、選考会議議長が選考会議に諮り別に定める。

附 則

この規程は、令和6年2月22日から施行する。